

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和元年6月6日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800662号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900015号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成28年6月16日)及び取得年月日(同年9月1日)を取り消し、平成28年6月から同年8月までの標準報酬月額を、同年6月は24万円、同年7月は22万円及び同年8月は24万円とすることが必要である。

平成28年6月16日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年6月16日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年7月15日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

平成28年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成6年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年6月16日から同年9月1日まで  
② 平成28年7月15日

私は、請求期間①についてもA社に勤務し、平成29年6月15日に退職した。その際、同社は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を誤って平成28年6月16日として年金事務所へ届出した。その後、同社は当該資格喪失年月日の訂正届を提出したが、保険料の徴収権の時効が経過していたため、請求期間①及び②については保険給付の対象にならない記録とされている。

請求期間①について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、また、請求期間②について、同社から賞与の支払を受け、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、それぞれ保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求期間①及び②について、A社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を誤って記載し届出したことに気づき、当該資格喪失年月日に係る訂正届を提出したが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したため、請求者の請求期間①及び②については、厚生年金保険法第75条本文該当により、保険給付の計算の基礎にならない記録とされている。
- 2 一方、請求期間①について、雇用保険の記録、A社から提出されたタイムカード及び給与明細票(台帳)により、請求者が当該期間も同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成28年6月16日）及び取得年月日（同年9月1日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、前述の給与明細票（台帳）により確認できる報酬月額から、平成28年6月は24万円、同年7月は22万円及び同年8月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格喪失年月日を誤って届出し、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②について、A社から提出された賞与明細票（台帳）により、請求者は、同社から1万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格喪失年月日を誤って届出し、当該期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800670号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900008号

## 第1 結論

昭和54年\*月から昭和61年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年\*月から昭和61年5月まで

私は、両親に勧められ国民年金に加入したが、加入手続を誰が、いつ、どこで行ったのかは覚えていない。請求期間当時から美容師をしており、請求期間の国民年金保険料については、私自身が、毎月、銀行や郵便局で納付したことを覚えている。

当時の領収証書は残していないが、請求期間の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間の国民年金保険料を納付するためには、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があり、当該記号番号の払出し以降に国民年金保険料の納付が可能となる場所、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の記号番号は昭和61年5月1日にA県B市において払い出されていることが確認できる。

しかしながら、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿の異動年月欄を見ると、同市が昭和61年5月に同名簿を作成した旨の記載が確認できることから、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行い、当該加入手続時期において、請求者が20歳に到達した昭和54年\*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられ、当該加入手続時期(昭和61年5月頃)において、請求期間のうち、昭和54年\*月から昭和59年3月までの国民年金保険料は、国民年金法の時効に関する規定により納付することができない。

また、請求期間のうち、昭和59年4月から昭和61年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、請求者から過年度納付を行ったとする陳述はない上、昭和61年4月及び同年5月に係る保険料の納付状況について、請求者に係るB市の昭和61年度収滞納一覧表の収納状況欄は未納を示す空欄となっており、請求者がそれぞれの期間に係る保険料を納付したことをうかがうことはできない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を毎月納付したと陳述しているが、B市は、国民年金保険料が毎月納付となったのは昭和61年4月からであり、それ以前は3か月ごとの期別納付である旨回答しており、このことは、請求者の陳述と符合しない。

加えて、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。